

平成27年度 茶の輸出拡大方針

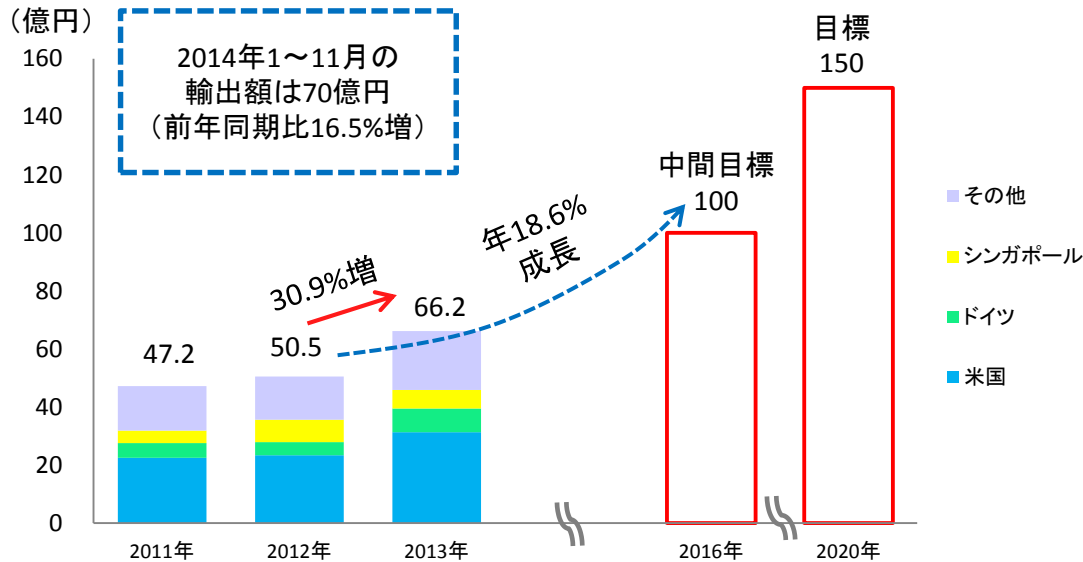
平成27年1月

農林水産省

平成27年度 茶の輸出拡大方針

茶のオールジャパンでの輸出拡大のため、茶の輸出団体を設立し、この団体に対してJETROや農水省によるサポートを行う。輸出団体が中心となって残留農薬対策等の輸出環境整備、ジャパン・ブランドでの日本茶のPR、マーケティングを行う。産地間の調整についても、同団体が産地間での調整を行い日本茶の輸出を推進する。

輸出の現状



重点
国・
地域

【新興市場】 EU、ロシア

【安定市場】 米国、香港、台湾、シンガポール

輸出戦略上の対応方向※

【生産サイドの対応方向】

輸出に対応した茶栽培技術、加工技術の確立、病虫害に強い茶の開発
輸出相手国の食品衛生関係規制に対応した基準に合った生産体制の確立

- 2014年度に作成した標準防除暦を各地域の防除暦に反映させるように、各産地へ輸出向け防除暦の普及を行う。
- 病虫害抵抗性品種の改植支援事業を引き続き実施。
- 国内における輸出可能な栽培面積の実態を把握するため産地等を含めた国内検討会議を行う。

※平成25年8月公表の「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」

平成27年度 茶の輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向

輸出拡大方針

有機栽培の推奨
米国の有機同等性の承認
の取得

- 引き続き、有機栽培への支援を実施する。
- 2014年度の調査結果を踏まえて、見本市や商談会等の機会を利用して有機茶の販売を実施する。

健康成分高含有品種の開
発・普及

- 開発・普及に向けた具体的な対応策を検討する。

茶樹中の放射性セシウム
低減の徹底

- 引き続き低減対策の情報提供や現場支援を実施する。

【輸出環境整備】

EU向けのGLOBAL
G.A.P.認証取得支援

- 引き続きGlobal G.A.P.の取得支援を実施。

EU、香港、台湾の残留農
薬基準への対応(基準に
沿った生産体制確立、相
手国でのインポートトレ
ランス設定の支援)

- 日本茶関係団体が集まって、残留農薬問題に対応するためのワーキンググループを設定する。
- 2014年度茶部会で作成した米国、EU、台湾向け茶のインポートトレランスの優先順位リストを踏まえて、インポートトレランス申請を行う。
- インポートトレランス申請に必要なデータが不足している成分については、次年度以降の申請に向けたデータの収集を行う。
- 香港での残留農薬基準の設定状況を確認し、インポートトレランスの優先順位を設定する。
- 輸出品を対象に輸出先国の基準に合致しているのかの残留農薬検査を実施する。
- 国際基準・規格等のハーモナイゼーションの動きに対する情報収集等を行う。(緑茶の定義、緑茶の評価用語の検討)

平成27年度 茶の輸出拡大方針

輸出戦略上の対応方向

輸出拡大方針

【マーケティング】

日本食・食文化の発信とあ
わせた売り込み

日本茶の安全性や健康イ
メージ、カテキンなど機能
性成分による効能をPR

富裕層だけでなく中間層も
ターゲットとした新規需要
層の開拓

フレーバーティー等相手国
の嗜好に合った商品を開発

- 設立した日本茶輸出団体を中心に、日本茶の淹れ方、飲み方の普及指導のための人材育成を行う講座、ワークショップ等を開催。
- 見本市、商談会等で日本茶をPRするための教材を輸出先言語に翻訳するなど、PR素材の充実を図る。
- 日本茶ロゴマークの検討を行うため、日本茶関係団体で検討委員会を設置する。
- 海外の茶教育プログラムに日本茶を組み込むために教育カリキュラムを作成する。
- 2014年の調査結果を踏まえて、機能性成分を生かしたPRを検討する。
- 機能性成分を紹介したPR素材の多言語化を行う。
- 見本市や商談会の機会を利用して、PR素材を活用して日本茶の機能性についてのPR、販売等を行う。
- 引き続き、見本市や商談会等において富裕層をターゲットとしたPR、販売を実施する。
- 輸出国における嗜好についての調査を行い、輸入国の嗜好に合わせた茶の栽培方法や加工方法を検討するために日本茶関係団体で検討委員会を設置する。
- 見本市や商談会の機会を利用して、現地の嗜好に合わせた商品のPR、販売等を行う。